

薬 発 第 960 号
昭和 5 / 年 / 0 月 / 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 省 薬 務 局 長

医 療 用 配 合 剤 医 薬 品 再 評 価 に 関 し、 資 料
提 出 を 必 要 と す る 薬 効 群 等 の 範 囲 に つ い
て —— そ の 4 (通 知)

医 薬 品 再 評 価 の 実 施 に つ い て は、 昭 和 4 6 年 / 7 月 / 6
日 薬 発 第 / / 9 9 号 を も つ て 通 知 し た と こ ろ で あ る が、 同
通 知 に 基 づ き、 下 記 に 該 当 す る 品 目 に つ い て そ の 資 料 を 昭
和 5 2 年 / 月 / 4 日 ま で に 提 出 す る よ う 責 任 下 関 係 各 業 者
に 周 知 徹 底 方 よ ろ し く お 願 い す る。

記

現 に 薬 価 基 準 に 収 載 さ れ て い る 配 合 剤 医 薬 品 の う ち 以 下
の も の

- 1 輸 液 剤 で あ つ て こ れ ま で に 明 示 さ れ た も の 以 外 の も の
- 2 外 及 用 剤
 - (1) サ ル フ ア 剤 を 含 有 す る も の
 - (2) ニ ト ロ フ ラ ン 誘 導 体 を 含 有 す る も の

(3) 抗生物質を含有するものであつてこれまでに明示されたものの以外のもの

(4) 副腎皮質ホルモンを含有するものであつてこれまでに明示されたものの以外のもの

但し、上記のうち痔疾の適応を標榜するものを除く。

3 鎮痛剤（酵素を含有するもの）

4 造血剤

5 消化器官用剤（潰瘍治療剤、但しアカメガシワエキスを含有するものを除く。）

6 鎮痙剤

7 眼科・耳鼻科用剤であつてこれまでに明示されたものの以外のもの

8 鎮暈剤